

重要事項説明書

(医療保険)

事業者 訪問看護ステーション らしさ 那珂

1 事業者の概要

法 人 名：合同会社 RIZE
法人所在地：茨城県ひたちなか市金上 9 1 3 -1 サンハイツ 3 0 H 1 0 2
代表者名：茂垣 英明
電話番号：029-202-5580

2 当事業所の概要

事 業 所 名：訪問看護ステーション らしさ那珂
所 在 地：茨城県那珂市菅谷下宿西 4 1 9 8 番 5
医療保険指定番号：0862690070
電 話 番 号：029-202-5580（総合受付）
管 理 者：茂垣 英明
開 設 年 月：令和 5 年 5 月 1 日

3 事業の目的及び運営の方針

【目的】： 当事業所は、健康保険法、医療保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（精神通院医療）の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とする。
【運営の方針】： 実施にあたり、かかりつけ医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続出来るように支援するものである。また、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

4 事業実施地域及び営業時間

通常事業の実施地域：那珂市、日立市、東海村、城里町、ひたちなか市、水戸市 大洗町、常陸太田市、常陸大宮市
営業日：月曜日から土曜日まで ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く
営業時間：9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分

5 職員の配置状況

当事業所では、利用者様に対して訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

《管理者》・・・1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

《訪問看護師》・・・常勤換算 2.5 人以上（管理者を含む）

かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。

6 サービス内容

- 1 健康状態の観察（血圧・体温・脈拍・呼吸・精神・身体状態の観察）
- 2 内服状況の確認
- 3 日常生活相談
- 4 日常生活の助言・援助
- 5 生活状況・病状および提供サービスに関する記録
- 6 医療機関への連絡・相談
- 7 家族からの相談に対する助言・援助
- 8 各種行政サービスに関する取得・更新援助
- 9 その他医師の指示による医療処置

7 サービス利用料及び利用負者負担

(1) サービス利用料

＜精神科訪問看護基本療養費Ⅰ＞

訪問看護を実施する職種	週3日まで(1日につき)	週4日目以降(1日につき)
保健師・看護師による場合	30分以上 5,550円	30分以上 6,550円
	30分未満 4,250円	30分未満 5,100円
准看護師による場合	30分以上 5,050円	30分以上 6,050円
	30分未満 3,870円	30分未満 4,720円

＜精神科訪問看護基本療養費Ⅲ＞(1日につき)同一建物居住者

訪問看護を実施する職種	同一日に 同一住居訪問	週3日まで (1日につき)	週4日目以降 (1日につき)
保健師・又は看護師 による場合	利用者様2名	30分以上 5,550円	30分以上 6,550円
		30分未満 4,250円	30分未満 5,100円
	利用者様3名以上	30分以上 2,780円	30分以上 3,280円
		30分未満 2,130円	30分未満 2,550円
准看護師による場合	利用者様2名	30分以上 5,050円	30分以上 6,050円
		30分未満 3,870円	30分未満 4,720円
	利用者様3名以上	30分以上 2,530円	30分以上 3,030円
		30分未満 1,940円	30分未満 2,360円

〈精神科複数名訪問加算〉（30 分未満の場合は除く）

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）又は（Ⅲ）の加算

精神科訪問看護指示書の「複数名訪問の必要性があると認められる方」

保健師又は看護師が他の保健師、看護師または作業療法士の同行による訪問看護を行う場合	1 日に 1 回の場合	4,500 円
	1 日に 2 回の場合	9,000 円
	1 日に 3 回以上の場合	14,500 円
保健師又は看護師が准看護師の同行による訪問看護を行う場合	1 日に 1 回の場合	3,800 円
	1 日に 2 回の場合	7,600 円
	1 日に 3 回以上の場合	12,400 円
保健師又は看護師が看護補助者と同行による訪問看護を行う場合		3,000 円 (週 1 回に限る)

(2) 利用者負担

- ・医療保険の場合：保険証により基本 1～3 割負担
- ・生活保護受給者の場合：自己負担なし

※現在、自立支援医療制度（精神通院医療）をご利用の方であれば、原則 1 割負担かつ記載の自己負担上限額に準じた金額です。

※当訪問看護ステーションの追加申請が必要となります。

8 キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先：訪問看護ステーション らしさ那珂（総合受付） TEL 029-202-5580

利用者様の都合でサービスを中止する場合には、出来るだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。

利用者様の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合には、後日ご連絡ください。

9 事業所のサービス提供方針

指定訪問看護の実施にあたり、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質を確保し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅医療が継続できるように支援するものである。

- (1) 指定訪問看護を行う事業所は関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

10 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡を致します。

主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	電話番号	

11 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者様の家族、居宅介護支援事業者、障害相談支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

12 秘密保持と個人情報保護について

当事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びご家族の秘密については、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、退職後においても同様とします。但し、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合や、利用者に係るほかの居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はご家族等の個人情報を用いることが出来るものとします。

13 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

苦情受付窓口 電話番号：029-202-5580 担当者 茂垣 英明
伊藤 明日香

(2) 行政機関その他苦情受付機関

公的機関においても次の機関において苦情申出等ができます。

茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談室	所在地	茨城県水戸市笠原町978-26
	電話番号	029-301-1565
茨城県医療安全相談センター	所在地	茨城県水戸市笠原町978-26
	電話番号	029-301-6201

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 茨城県ひたちなか市金上 913-1 サンハイツ 30H 102
法人名 合同会社 RIZE
代表者名 茂垣 英明

説明者 事業所名 訪問看護ステーション らしさ那珂
氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受け、同意し、本書の交付を受けました。

利用者 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印